

平成20年4月30日告示第61号

菊川市介護保険事業計画等推進委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 菊川市は、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく菊川市介護保険事業計画及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく菊川市高齢者保健福祉計画(以下「計画」という。)の策定、見直し及び推進に当たり、市民及び保健、医療、福祉等の専門的な立場からの意見を反映させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、菊川市介護保険事業計画等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、計画の策定及び見直しに関することについて調査審議し、市長に答申する。

2 前項に掲げるもののほか、委員会は次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 計画の進行管理及び評価に関する事項
- (2) 介護保険事業等における施策の実施及び推進に関する事項
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民及び介護保険の被保険者
- (2) 保健、医療及び福祉関係機関に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することを妨げない。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長が特に必要と認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 計画の策定に関する調査研究、企画立案等を行うため、委員会に菊川市介護保険事業計画等策定ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を置くこと

ができる。

2 ワーキンググループの構成員は、必要に応じて委員会に出席し、議案について、説明又は意見を述べることができる。

3 ワーキンググループの組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年5月1日から施行する。

(菊川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画推進委員会設置要綱並びに菊川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 菊川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画推進委員会設置要綱(平成17年菊川市告示第95号)並びに菊川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱(平成17年菊川市告示第96号)は、廃止する。

菊川市介護保険事業計画等推進委員会委員名簿

菊川市地域密着型サービス運営委員会委員名簿

菊川市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

令和5年6月2日時点

No.	氏名	所属	要綱区分	要綱区分の説明	新・継	備考
1	松本 有司	菊川市立総合病院院長	第3条第2号	保健・医療・福祉関係機関に属する者	継続	
2	宮城 憲文	小笠医師会代表	第3条第2号	保健・医療・福祉関係機関に属する者	継続	医師会選出
3	福地 正行	小笠医師会代表	第3条第2号	保健・医療・福祉関係機関に属する者	継続	医師会選出
4	甲賀 俊平	小笠掛川歯科医師会代表	第3条第2号	保健・医療・福祉関係機関に属する者	継続	歯科医師会選出
5	加藤 宏明	小笠掛川歯科医師会代表	第3条第2号	保健・医療・福祉関係機関に属する者	継続	歯科医師会選出
6	小西 尚樹	薬剤師会小笠支部代表	第3条第2号	保健・医療・福祉関係機関に属する者	継続	薬剤師会選出
7	菅沼 直美	菊川市ケアマネジャー協議会代表	第3条第2号	保健・医療・福祉関係機関に属する者	新任	ケアマネジャー協議会選出
8	大橋 眞佐美	菊川市社会福祉協議会会長	第3条第2号	保健・医療・福祉関係機関に属する者	継続	
9	渡邊 朗由	菊川市連合自治会副会長	第3条第1号	地域住民及び介護保険の被保険者	継続	連合自治会選出
10	三浦 寛	シニアクラブ菊川会長	第3条第1号	地域住民及び介護保険の被保険者	新任	
11	落合 岐良	菊川東地区民生委員・児童委員協議会会長	第3条第2号	保健・医療・福祉関係機関に属する者	継続	民児協選出
12	八木 敏昭	菊川西地区民生委員・児童委員協議会会長	第3条第2号	保健・医療・福祉関係機関に属する者	継続	民児協選出
13	杉山 茂	小笠地区民生委員・児童委員協議会会長	第3条第2号	保健・医療・福祉関係機関に属する者	継続	民児協選出
14	池田 宏子	菊川市健康づくり推進委員会副会長	第3条第2号	保健・医療・福祉関係機関に属する者	新任	健推委選出
15	天野 泰信	掛川地区労働者福祉協議会事務局長	第3条第1号	地域住民及び介護保険の被保険者	継続	
16	角替 三記	株式会社菊川事業所 人事総務室静岡人事総務グループグループリーダー	第3条第1号	地域住民及び介護保険の被保険者	継続	

※委員の任期はR5.6～R8.3.31(任期中で新しく委員になった者でもその任期の終期は変わらない)

【事務局】

氏名	所属
原田 修一	副市長
諏訪部 晴美	健康福祉部長
山内 孝夫	健康づくり課長
濱野 和宏	社会教育課長
石川 浩朗	地域支援課長
落合 要平	長寿介護課長
山田 絵理	健康づくり課成人保健係長
山本 洋美	長寿介護課包括支援係長
堀 康宏	長寿介護課高齢者福祉係長
渡辺 融	長寿介護課介護保険係長
金井 隆志	長寿介護課高齢者福祉係
水野 由佳子	長寿介護課包括支援係
森下 多恵子	長寿介護課介護保険係
相澤 朋佳	長寿介護課介護保険係